

指定管理者の導入状況

(1) 四日市市運動施設指定管理者

指定管理者名等	施設名
契約期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 名称：四日市市体育協会グループ 構成団体：特定非営利活動法人四日市市体育協会 公益社団法人四日市市シルバー人材センター 株式会社スポーツ・インフォメーション 特定非営利活動法人霞ヶ浦スポーツクラブ	中央緑地公園運動施設(5 施設)・霞ヶ浦緑地公園運動施設(7 施設)・三滝武道館・三滝相撲場・三滝テニスコート・松原テニスコート・北条野球場・松原野球場・鈴鹿川河原田野球場・垂坂ソフトボール場・鈴鹿川河原田ソフトボール場・鈴鹿川ラグビー・サッカー場・鈴鹿川グラウンドゴルフ場・垂坂サッカー場・楠中央緑地運動施設(3 施設)・温水プール・本郷河川敷グラウンド 計 29 施設

(2) 四日市ドーム指定管理者

指定管理者名等	施設名
契約期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 名称：トーエネックグループ 構成団体：株式会社トーエネック 新生ビルテクノ株式会社 シンコースポーツ株式会社	四日市ドーム

市営体育施設使用料一覧

四日市ドーム専用利用料金の上限額

種 類		基 本 使 用 料 (円)				
		午前 AM 9 : 00 ～ AM 12 : 00	午後 PM 1 : 00 ～ PM 4 : 30	夜間 PM 5 : 30 ～ PM 9 : 00	全日 AM 9 : 00 ～ PM 9 : 00	
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	10,800 円	16,200 円	21,600 円	43,200 円	
	入場料等を徴収する場合	43,200	64,800	86,400	172,800	
	式典、講演会等	54,000	81,000	108,000	216,000	
	展示会、見本市等	108,000	162,000	216,000	432,000	
	プロ興行	216,000	324,000	432,000	864,000	
会議室等	大 会 議 室	2,380	3,130	4,750	7,880	
	小 会 議 室	1,300	1,730	2,590	4,320	
	練 習 室	3,350	4,430	6,700	11,120	
	準 備 室	2,700	3,560	5,400	8,960	
	控 室 1	1,300	1,730	2,590	4,320	
	控 室 2	1,300	1,730	2,590	4,320	
備 考	①土・日曜日、休日のアリーナ使用料は、基本使用料の 2 割増です。 ②準備・撤去のみのアリーナ使用料は、規定の 2 割減です。 ③アリーナは半面使用が可能です。使用料は規定の 5 割です。					

運動施設専用利用料金の上限額

施設名	使用区分 使用時間		アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外			
			入場料金の類を 徴しない場合	入場料金の類を 徴する場合	入場料金の類を 徴しない場合	入場料金の類を 徴する場合		
中央緑地 体育館	午前	午前9時～正午	5,830円	12,960円	29,160円	540,000円		
	午後	午後1時～午後4時30分	8,750	19,440	43,740			
	夜間	午後5時30分～午後9時	11,660	25,920	58,320			
	全日	午前9時～午後9時	23,540	52,490	118,040			
中央緑地 第2体育館	午前	午前9時～正午	4,430	9,720	21,920	405,000		
	午後	午後1時～午後4時30分	6,590	14,580	32,830			
	夜間	午後5時30分～午後9時	8,750	19,440	43,740			
	全日	午前9時～午後9時	17,710	39,420	88,560			
霞ヶ浦 体育館	午前	午前9時～正午	2,270	5,050	11,360	208,120		
	午後	午後1時～午後4時30分	3,350	7,450	16,760			
	夜間	午後5時30分～午後9時	4,540	10,070	22,680			
	全日	午前9時～午後9時	9,070	20,140	45,360			
霞ヶ浦 弓道場	午前	午前9時～正午	1,510					
	午後	午後1時～午後4時30分	2,270					
	夜間	午後5時30分～午後9時	3,020					
	全日	午前9時～午後9時	6,050					
楠緑地多目的 運動場	午前9時～午後9時（4月1日～10月31日は午前6時～午後9時）1時間につき		430	960	2,160	9,900		
楠緑地体育館 アリーナ	午前9時～午後9時 全面1時間につき		930	2,050	4,630	21,240		
楠緑地体育館 武道場	午前9時～午後9時 1時間につき		460	1,030	2,310	10,620		
三滝武道館 柔道場・剣道場	午前	午前9時～正午	1,940	4,320	9,720	108,000		
	午後	午後1時～午後5時	2,920	6,480	14,580			
	夜間	午後5時～午後9時	1時間につき1,080	8,640	19,440			
	全日	午前9時～午後9時	8,210	17,500	39,310			
三滝相撲場	午前	午前9時～正午	970					
	午後	午後1時～午後5時	1,460					
中央緑地 陸上競技場	午前	午前9時～正午	5,830	12,960	29,160	422,510		
	午後	午後1時～午後5時	8,750	19,440	43,740			
	夜間	午後6時～午後9時	5,830	12,960	29,160			
	全日	午前9時～午後9時	18,370	40,820	91,850			
霞ヶ浦第1 野球場	午前9時～午後5時（4月1日～10月31日は午前6時～午後9時）2時間につき		3,240					
	午前	午前9時～正午						
	午後	午後1時～午後5時						
	夜間	午後5時～午後9時						
全日	午前9時～午後9時	52,490				12,960	29,160	162,000
室内練習場（1面）		午前9時～午後5時（4月1日～10月31日は午前6時～午後9時）1時間につき	220					
霞ヶ浦第2野球場 中央緑地野球場 松原野球場 北条野球場	午前9時～午後5時（4月1日～10月31日は午前6時～午後7時、中央緑地野球場は午後9時まで）2時間につき		1,940					

施設名	使用区分 使用時間		アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外	
			入場料金の類を 徴しない場合	入場料金の類を 徴する場合	入場料金の類を 徴しない場合	入場料金の類を 徴する場合
霞ヶ浦 サッカー場	午前	午前9時～正午	1,620円			
	午後	午後1時～午後5時	2,380			
	夜間	午後6時～午後9時	1,620			
	午前6時～午前8時（4月1日～10月31日に限る） 1時間につき		540			
三滝テニスコート	午前6時～午後9時（12月1日～翌年2月末日は午前7時～午後9時） 1面1時間につき		520			
松原テニスコート	午前	午前9時～正午	1面につき 1,510			
	午後	午後1時～午後5時	1面につき 2,270			
	全日	午前9時～午後5時	1面につき 3,350			
楠緑地 テニスコート	午前6時～午後9時（12月1日～翌年2月末日は午前7時～午後9時） 1面1時間につき		520			
霞ヶ浦プール	午前9時～午後7時 1時間につき		50m プール 3,240			
			その他のプール 1,940			
温水プール	午前9時～正午 1時間につき		7,780			
霞ヶ浦 運動用舟艇場 (艇庫及び係留施設)	1ヶ月1艇につき (暦月をもって計算し、端数のある場合は、1ヶ月とする。)		艇庫内 3,890			
			屋外 1,620			
鈴鹿川ラグビー ・サッカー場	午前	午前9時～正午	1,080			
	午後	午後1時～午後5時	1,620			
鈴鹿川グラウンド ゴルフ場	午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時（4月1日～10月31日に限る） 1時間につき		320			
鈴鹿川河原田 野球場 ソフトボール場 垂坂 ソフトボール場	午前9時～午後5時（4月1日～10月31日は午前6時～午後7時） 2時間につき		860			
垂坂 サッカー場	午前	午前9時～正午	1面につき 1,300			
	午後	午後1時～午後5時	1面につき 1,730			
	午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時（4月1日～10月31日に限る） 1面1時間につき		430			
本郷河川敷 グラウンド	午前9時～午後5時（4月1日～10月31日は午前6時～午後7時） 1面1時間につき		320			

※ 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び心身障害者団体は半額。

個人利用料金の上限額

(イ) 個人使用券・普通使用券

施設名 / 使用時間		使用区分	
		一 般	中学生以下
四日市ドーム アリーナ	午前9時～午後9時	(2時間以内) 430 円	(2時間以内) 220 円
中央緑地体育館 中央緑地第2体育館 中央緑地トレーニング場 中央緑地陸上競技場	午前9時～午後9時	(2時間以内) 220	(2時間以内) 100
松原テニスコート	午前9時～午後5時		
霞ヶ浦プール	午前10時～午後7時		
温水プール	午後1時～午後8時	430	120
三滝武道館	午前9時～午後9時	(2時間以内) 220	(2時間以内) 100
楠緑地体育館			

※ いずれも指定管理者が定める一般公開日の利用に限る。

(ロ) 回数使用券

種別	使用区分	
	一 般	中学生以下
温水プール回数使用券（6枚綴り、有効期間6ヶ月）	2,150 円	600 円
共通回数使用券（12枚綴り、有効期間6ヶ月） （中央緑地体育館、中央緑地第2体育館、中央緑地トレーニング場、中央緑地陸上競技場、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠緑地体育館） ※ 1回の使用は、2時間以内とする。	2,200	1,000

※ (イ)(ロ)とも、市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳等を提示した場合に限り半額。

桜運動施設専用使用料の額

施設名	使用可能時間	使用料
桜運動施設多目的広場	午前9時～午後5時 1時間につき	430 円
桜運動施設テニスコート	午前9時～午後5時 1面1時間につき	520

※市内の小中学校、中学校、幼稚園、保育園及び心身障害者団体は半額。